

# 栃木の武将「藤原秀郷」をヒーローにする会 会員規程

(総則)

第1条 この規程は、栃木の武将「藤原秀郷」をヒーローにする会の会員制度について定める。

(会の名称)

第2条 栃木の武将「藤原秀郷」をヒーローにする会

(会の設立)

第3条 2020年(令和2年)3月1日

(会の所在地)

第4条 一般社団法人武将伝説

栃木県宇都宮市中戸祭 1-4-5 (株式会社みやもと 内)

(会の運営)

第5条 栃木の武将「藤原秀郷」をヒーローにする会は、一般社団法人武将伝説の活動の一項目として、一般社団法人武将伝説が運営する。

2 本会の運営にあたる事務局は、一般社団法人武将伝説の理事及び事務局が兼務する。

(会員の種類)

第6条 本会の会員の種類は、個人会員、特別協賛会員 とする。

2 会員の資格要件は、次のとおりとする。

(1)個人会員 本会の趣旨目的に賛同する者。

栃木県の歴史や街おこし活動に興味を持っている者。

(2)特別協賛会員 本会の趣旨に賛同し支援をする法人・団体。

当会が所有するキャラクターを利用し、地域創生活動をしていただける法人・団体。

キャラクター使用については、当会のキャラクター使用契約基準によるものとする。

(会員の入会)

第7条 本会に入会を希望する者は、所定の手続きを経て、申込書を本会の事務局に提出するものとする。

2 申込み内容に特段の不備がなく、事務局において異議がない場合は、一般社団法人武将伝説理事会(以下、理事会という)を待たずに入会を一時的に認めるものとする。

3 前項において理事会により入会が不許可となった場合は、入会を取消し、支払済の会費は返還する。

(会費)

第8条 本会の会員は、別表の定めるとおり会費を納めなければならない。

2 本会の会費は年会費制とし、原則として、本会の請求に基づき前納一括納付するものとする。

3 本会の会費は、理事会の決定により改定することがある。

(会費の返還)

第9条 本会は、退会や除名等の会員資格の喪失に際し、既に納付された会費については、その理由にかかわらず、これを返還しないものとする。

2 本規程第6条第3項は、前項の例外とする。

(会員資格の取得)

第10条 個人会員は、入会手続きを経て、会費の納入が確認された後、会員として登録される。入会日は登録日とする。

(会員有効期限)

第11条 本規程に基づく会員資格有効期間は、初年度は本規程9条で定めた登録日の翌年同月末日までとする。

(変更届)

第12条 会員は、氏名、住所など本会への届出事項に変更が生じた場合には、速やかに所定の変更手続きを行うものとする。

2 会員が、前項の手続きを行わなかったことにより不利益を被った場合でも、本会はその責任を負わないものとする。

(退会届)

第13条 退会を希望する会員は、理由を付して退会届を提出しなければならない。

2 届出の内容を、事務局が確認できた日を会員資格喪失日とする。

(除名)

第14条 会員は、以下の場合には理事会にて除名処分が審議される。

(1) 会費を1年以上滞納し、かつ催告に応じないとき。

(2) 届出の連絡先において、本会から連絡ができなくなったとき。

(3) その他、本会の定める会則等に違反し、あるいは本会の名誉及び信用を著しく傷つけたとき。

2 審議の結果除名が相当となった場合、当該会員を本規程11条に基づき会長が除名することができる。

(補足)

第15条 本規程に定めがなく、実施上補足を要する事項については、その都度理事会の定めるところによる。

(個人情報の取り扱い)

第16条 会員は、当会が取得した個人情報を、以下の目的のため必要な範囲で当会もしくは当会の関連体が使用することに同意するものとする。

2 利用目的: 会員管理、会報その他配布物の送付、各種連絡など。

3 個人情報の取り扱いについては、次項個人情報の取り扱い方針および別途規程による。

(個人情報の取り扱い方針)

第17条 個人情報の取り扱いについては、以下の方針とする。

(1) 収集する情報の範囲を明確にし、その範囲を超えて収集しない。

(2) 利用目的を明示し、本人の許可なく目的以外の利用をしない。

(3) 収集した情報を、本人の許可なく第三者へ提供しない。

(4) 収集した情報の漏えい、紛失または棄損等の防止に必要な措置を講じる。

(規程の改廃)

第18条 本規程の改廃は、理事会の審議を経なければならない。

(附則)

本規程は 2020年3月1日より施行する。

(別表:第8条関連) 会員会費

会費

個人会員 年会費 3,500円

特別協賛会員 年会費 50,000円